

2008/05/22
第4号

岡山パブリック 法律事務所

ニュース・レター

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

今年の2月に副所長の萱村巖が岡山パブリック法律事務所を退職、現在は弁護士法人多摩パブリック法律事務所の事務局長として活躍しています。

また、弁護士 奥田隆之が3月末日で退職し、新しい事務所を設立、執務を開始しております。まずは退職した2人をご紹介します。



「公設のおとうさん」
こと 萱村 巖

岡山の思い出

かやむら いわお
萱村 巖

一年は早いものです。昨年2月、春にはまだ遠く、コートを着て岡山にやってきました。東京と違って、駅前がゆったりとしており、路面電車が健在で、地方都市の落ち着いた雰囲気に関心しながら、これからここで暮らすのだと心の昂ぶりを感じていました。まるで19歳の春、初めて上京し一人住まいをはじめた時と同じ気分でした。

水谷所長に事務所の皆さんを紹介してもらおう間もなく、課題を仰せつかりました。

津山支所と岡山大学内支所の設立

職員を固め、弁護士と職員との意思の疎通を図ること

海外の公益事務所や公益活動をしている弁護士との交流を図ること

公設事務所を支える市民組織を作ること

以上、4点が主な課題でした。なかでもこの課題は二ヶ月弱で開所式にこぎつける必要があり、事務所の総力を発揮する必要がありましたが、全員で取り組み、無事、開所できました。

今後、いろんな取り組みをするでしょう。その時、きっと役に立つことでしょう。みんなのエネルギーを結集すれば、少々無理に思えることでも実現できることを学びました。

岡山パブリックには夢を追いかけるフロンティア精神とエネルギーがあります。

私はそんな環境の中で、単身赴任の淋しさを味わうことなく、一年間を送ることができました。

そして今、東京に戻って、都市型公設事務所である多摩パブリック法律事務所執務しながら、岡山パブリックで得たエネルギーを大事にしながら、事務所作りをしたいと闘志を燃やしています。岡山パブリックのひとりひとりの顔を思い浮かべながら…。



新事務所執務中の奥田隆之 弁護士

新事務所のご紹介

奥田隆之弁護士が平成20年3月31日付で弁護士法人岡山パブリック法律事務所から独立、新事務所にて執務を開始しています。

今後も、岡山パブリックともどもよろしくお願い申し上げます。

<新事務所>

たか総合法律事務所 弁護士 奥田 隆之

〒700-0816

岡山市富田町一丁目5番6号 志水ビル201号

TEL 086-239-2526

FAX 086-221-7888



NPO 岡山高齢者・障害者支援ネットワークのご紹介

みなさま、いつも大変お世話になっております。

「特定非営利法人 岡山高齢者・障害者支援ネットワーク」では、主に成年後見制度における後見人等の受任について、「法人後見」という形で現在120件近くの事件を受任し、後見人等活動を県内全域で展開しています。

活動の特色の一つとしては、後見等が必要な方に司法と福祉職の組み合わせなど、様々な専門職がかかわることが挙げられます。クライアントの多様なニーズや生活内の様々な課題に応えることが可能となり、まさに「ネットワーク」を生かした活動で、今まで支援が困難とされてきた方への対応も可能となってきております。

今年度は、事務局員の増加と新事務所への移転を行いました。渡辺・新名に加え、岡山パブリックに在籍していた草野氏が4月より当法人へ在籍となりました。また、岡山パブリック後見班の内田氏には法人後見の事務支援を行ってもらい、更なる事務局体制の強化を図っております。

今後は、受任事件への増加に対応すべく、後見活動にかかわる会員の充足や、法人後見を受任可能な新たなNPO設立支援なども行っていく予定です。

新事務所では、法人後見や成年後見制度などの相談や打ち合わせの対応にあわせ、専用の

しんみょう まさき
新名 雅樹



右) 新名 雅樹さん
左) 渡辺 雄彦さん(わたなべ たけひこ)

相談室も設けております。お近くにお立ち寄りの際は、ぜひお越しください。よろしくお願いいたします。



同じく事務局の内田奈津子さんと草野文雄さん
うちだ なつこ くさの ふみお

<新事務所>

〒700-0807

岡山市南方3丁目5 - 25

第三メゾンおたみ 305号室

TEL(FAX兼用) 086 - 222 - 0019

E - MAIL: qqag4wa9k@minos.ocn.ne.jp

営業日:月~金曜日 9:00~17:00 (祝日を除く)

台湾訪問記

さっか ともし
作花 知志

第1日(2008年1月24日)

- 1 関西空港を午前11時に出発して、午後1時に台北空港に到着した。
- 2 午後4時30分から、台北市内の弁護士事務所である 瓊道明法律事務所を訪問した。同事務所の邱(きゅう)弁護士は手広く事件を扱われている。刑事事件も扱われているだけでなく、性的マイノリティーの事件なども担当されている。台湾では、多重債務者救済法が2007年に成立し、2008年に施行されたとのことであった。

台湾では1947年に228事件があり、当時の知識人(弁護士、医師、教師、地方の有力者など)が処刑された。保守的な弁護士も多く殺害され、弁護士の模範がいなくなった。現在弁護士をしている人たちは、今でも、犠牲になった弁護士を「先輩」と呼んでいるという。

- 3 夜は台北市内の店で、弁護士の方々や大学教授などが約20名集まってくださり、壮大な歓迎会をしてくださった。

第2日(2008年1月25日)

- 1 午前は台北市内にある法律扶助基金を訪問した。法律扶助基金は、2006年には支部が20に増え、150人ほどの弁護士が働いている。昨年は4億7千万元が予算であったが、今年度は6億9千万元を要求している。

(1) 郭秘書長による開場の言葉から、会は始まった。「台湾ではまだ公設事務所がない。その点で岡山パブリック法律事務所には大変な関心がある。今日は岡山パブリック法律事務所の将来展望も聞きたい。」との話がなされた。

(2) 続いて岡山パブリック法律事務所所長の水谷弁護士から、岡山パブリック法律事務所の紹介と、日本の多重債務者問題についての講演が行われた。その模様はDVDに録画してある。

(3) その後双方の出席者から質疑応答がなされた。

(4) 最後に郭秘書長から、「台湾の公設の姿も見えてきた。もっとそのような事務所が増えていかなければいけない。」との話がなされた。

- 2 午後には裁判所及び検察庁を訪問した。

(1) 最初は検察庁を訪問した。取調室には、検察官だけでなく、書記官、司法修習生、弁護人、護送人、通訳の席が設けられていた。弁護人には立会権があり、取調べに対して意見も言える。

被疑者の取調べはすべてコンピューターにより供述調書にまとめられる。被疑者の取調べの可視化も進められており(台湾の刑訴法上、逮捕後24時間までしか身柄の拘束ができず、その間に起訴か釈放かを決める必要があるため、えん罪防止のために導入されたものである)、警察ではすべてが録音されるどころ、検察庁ではさらにDVDへの録画もされている。

(2) その後、裁判所の見学を行った。裁判所では、裁判官や当事者が話した内容が、すぐにコンピューター上で調書化されて、当事者席でも見るできるようになっていた。

銀行を原告とする貸金返還請求訴訟が多いのは、2008年4月施行の多重債務者救済法の施行への対策として、駆け込み訴訟がなされているからであるとの説明があった。

その後、会議室で裁判官のお二人と会談の時間を持つことができた。お二人は行政法廷の主任裁判官と簡易法廷の裁判長であった。

第3日(2008年1月26日)

1 第3日の午前は楽生院を訪問した。楽生院に住まわれている張さんが、私たちを案内してくださった。

台湾では1930年からハンセン病患者の隔離が始まった。患者の数は最大で1118名であった。水道も自由には使えないような生活であり、多くの方が自殺した。多いときは一月に3人の人が同じ木で首をつったこともある。1972年に行政命令で隔離措置は解除となったが、ほとんどの人はそのまま楽生院で暮らしている。立法院では入所者への補償立法が審議されたものの、不成立となってしまった。現在の入所者の最高齢は85歳位である。電気代は無料で、生活費として一月に7750元が支給されている。

楽生院の遺骨堂、病院施設なども見学した。

第4日(2008年1月27日)

1 午前中は、228事件記念公園を散歩し、その公園の中にある228事件記念館を観覧した。

2 午後1時にホテルを出発し、台北空港から日本に帰国した。 以上



邱(きゅう)弁護士



邱弁護士の事務所にて



法律扶助基金会の弁護士と



法律扶助基金会での交流会



検察庁の職員から説明を受ける一行



遠隔地ともビデオカメラを通してやりとりができる



台湾台北地方法院(地裁)



新しく建設された楽生院の外観



張文賓さんを囲んで1枚

注1
二・二八事件
(にいにいにはちじけん)は、1947年2月28日に台湾の台北市で発生し、その後台湾全土に広がった大規模な本省人と外省人の抗争。約40年後、戒嚴令の終了と政府側の遺族への謝罪により漸く終結した。本省人はこの事件を台湾大虐殺と呼んでいる。
(フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』より)

日本弁護士連合会国際人権問題委員会

第51回「国際人権に関する研究会」

作花 知志

国際人権に関する研究会
左から2人目)作花 知志 弁護士



2008年2月27日に岡山において、第51回「国際人権に関する研究会」が開催された。岡山で実際に訴訟となっている事件を題材にして、消防職員の団結権を禁止している地方公務員法52条5項と、消防職員にも団結権を保障しなければならないとしているILO87号条約との効力関係についての研究会であった。

研究会では4名の報告者からの報告が行われた。第一報告者は、岡山での訴訟において弁護団長を務められている近藤幸夫弁護士で、岡山の消防職員が結成した協議会に対して数々の妨害行為が行われているとして、平成17年9月にまず協議会の会員を原告とした訴訟(第一次訴訟)が、そして平成19年3月には、その協議会そのものを原告とした訴訟(第二次訴訟)が提訴された経緯についての報告が行われた。

第二報告者として、岡山での訴訟にも参加させていただいている私が、協議会そのものを原告とした訴訟における地公法とILO条約との関係の主張についての報告を行った。日本国憲法により条約は国内法よりも上位規範としての地位を有しており、その結果日本が批准しているILO87号条約が地公法52条5項よりも優先的に適用されること、ILO条約の締約国の国内裁判所は、国際法そのものを適用する機関として把握され、国内裁判所においてはILO87号条約に適合するような解釈が行われるべきであり、その結果民訴法29条の解釈においては協議会が民訴法上の当事者能力が認められ、協議会及びその会員の活動についても適法なものとされなければならないことなどが報告された。

第三報告者として、国際人権問題委員会会員である宮家俊治弁護士から、国際人権規約自由権規約第22条についての報告が行われた。自由権規約第22条には、ILO87号条約と同様に、労働者の結社の自由を保障する規定と、その保障は軍隊及び警察については例外的な扱いが許容されるとの規定が設けられているが、仮に当該公務員が「警察」に該当したとしても、制約可能なのは権利の行使に過ぎず、制約の程度が加重なため実質的に労働者の団結権それ自体を否定するに至るほど重大な制限を課すことはできないとの報告がされた。

最終報告者として、九州大学大学院教授である吾郷眞一氏による報告が行われた。ILO条約は個人を直接規律する条約として制定されることを重視するべきである。特にILOでは、労働組合が政府とは独自に自らの見解をILOに通知することができ、ILO機関の解釈に対してはILO憲章37条により条約の最終解释权を有する国際司法裁判所の判断を受け、その判断には国際法的な拘束力が認められているなど、個人による条約の監視活動について特筆すべき制度が設けられている。ILO条約の多くは2カ国の批准により発効することからすると、元々多数国条約を制定することに主眼があるのではなく、批准国の国内で即時に実施されることを念頭においた国内立法条約である。個人の国際法主体性は、国際的手続において救済が図られるという側面と各国の国内法によって国際法上の権利が実現されるという2つの側面を持っており、国内裁判所にその第二の側面を強く意識してもらうことが大切であることなどについての報告がされた。

国際人権に関する研究会には吉峯弁護士も東京から出席、翌日には岡山パブリック法律事務所を訪問、講演会をしていただき、吉峯弁護士の活動を聞かせていただく機会に恵まれました。



吉峯康博弁護士の
講演会風景
2008年2月28日

多摩パブリック法律事務所開所式に参加して

事務局 おおた かずえ
大田 和江

平成20年3月5日から6日にかけて、多摩パブリック法律事務所開所式に参加し、東京パブリック法律事務所と北千住パブリック法律事務所を訪問研修しました。

まず、開所式の前に多摩パブリック法律事務所の内覧会に伺いました。近くには「たましん」があり、みんなで岡山にある玉島信用金庫の「たましん？」と冗談を言いながら、すっかり東京の街並みに飲まれた私たちは盛り上がりました。事務所の雰囲気は茶色を基調としたとってもお洒落でモダンな事務所で、これぞ都会のオフィスという感じでした。(1年前に開所した津山支所の規模と違いすぎたのでちょっと嫉妬してしまいましたが…。)

その後ホテルに戻り開所式に参加し美味しい食事をいただきながら、各方面の方々のご挨拶をお聞きし、1年前の事を思い出しが引締まる思いでした。

開所式で今回何より実感したのが、壇上で多摩パブの職員紹介が行われた際、萱村さんが多摩パブ側としてお話されているお姿を拝見したときは、もう岡パブの萱村さんではないのだと思い、寂しく感じました。

それから、多摩パブの方より5(多摩、東京、渋谷、北千住、岡山)パブでの交流会を開いていただきました。場所は「ベースボール」というお店で(ちょっと怪しげな…)行われました。開所式の雰囲気とは打って変わって、和気藹々として5パブの結束力の強さを感じる会でした。そこでの一番の盛り上がりは勿論「ジャニーズ」の話題でした。各自の好きな人、好きなショットなどを自慢することから始まり、あらゆる情報交換をして親睦を深め、とても良い裏2次会でした。

翌日は、多摩パブ 東パブ 北千住パブ 東京弁護士会、日弁連という順番で訪問しました。

東パブは長良川での交流会の効果なのか、何となく岡パブの雰囲気に似ていて和やかに情報交換を行い、事務所内を拝見し、事務書式なども見せていただき勉強させていただきました。北千住パブは、やはり刑事事件を主に行われているからなのか、どこと無く岡パブとは雰囲気が異なりピリツとした感じでした。ただ、どこの事務所の机上も同じ状況でしたので、多摩パブも何れは…。

事務所訪問は、1日で東京をグルッと回った感じで、かなりのハードスケジュールだったので、帰りの新幹線では爆睡してしまいましたが、各事務所の特徴や利点を習得できたので岡パブでも反映できることはしていきたいと思いました。

法律事務所に勤務してまだ1年足らずの私ですが、あらゆる法律事務所がある中、パブリックは全国規模で身近に各事務所と情報交換ができるというのは大きな利点であり大変素晴らしいところであると実感しました。このような場に参加させていただけたことを大変感謝いたします。



多摩パブリックの方と記念撮影、今回岡山パブリックからは開所式に弁護士3名、事務局7名が出席しました。



真新しい多摩パブリック事務所内



開所式の会場で
左から)

- 井上 章夫 弁護士
(多摩パブリック法律事務所所長)
- 水谷 賢 弁護士
(岡山パブリック法律事務所所長)
- 岩井 重一 弁護士
(日本司法支援センター事業企画本部長)
- 榎本 康浩 弁護士
(岡山パブリック法律事務所 岡山大学内支所長)

「新・あつい壁」上映会を終えて

いわどう あつみ
事務局 岩藤 温美

去る3月15日、岡山県総合福祉会館にて映画『新・あつい壁』が上映されました。主催はハンセンボランティア ゆいの会ですが、私も上映委員会メンバーとして参加させていただきました。上映委員会のメンバーはゆいの会の運営委員で構成されており、映画の内容は実際にあった「藤本事件」が題材となっています。

「藤本事件」はおろか、ほとんどハンセン病に対する知識がないまま1月中旬の第1回運営委員会に出席、上映会の概要説明があった後、上映会準備の役割分担が決まりました。岡山パブリック法律事務所は共催団体の1つとして、ちらし裏面の上映会情報の作成、チケットの作成、一般のお客様の問い合わせ先を担当することになりました。結局チケットに関しては当日券を事務所で作成、前売り券は業者にデザイン案を渡して作成をお願いしました。

まず取り掛かったのがちらし裏面の上映会情報の作成です。(映画配給センターから購入したB5サイズのちらしはどの上映会でも使用できるように裏面下部に余白があり、ここに上映会日時、場所、地図、主催・共催・後援団体といった情報が記載できるようになっています)。色々な作業を「ゆいの会」事務局長の山本勝敏先生の指示のもと進めていきましたが、レイアウト、記載する内容が確定しやっとならぬ(?) ちらし800枚を刷った日には夢にまで作業が出てきました!!

というのが、会場への案内地図はパソコンの描画機能を使って作成、出来上がった地図を1つの画像と認識させても等尺で拡大・縮小させることができず、線のバランスが崩れてしまうことが判明。そのため下書き段階でちらしやチケットの入力文字数が変わるたびに作成し直していました。いくつか作っているうちに、崩れるのが道路をあらわす線のみで文字については大きさ、誤変換と

も簡単に直せるため、ちらし用、ポスター用、チケット用(当初は前売り券も作成する予定)とそれぞれ作っては貼り直している、文字への意識が薄れてしまい、最寄りの建物として記載したオリエンタル美術館を「オリエンタル美術館」として印刷してしまったかも?!という恐ろしい場面で目が覚める夢を見てしまいました。翌日不安でドキドキしながら出社し、刷ったちらしを見ると「オリエンタル美術館」となっておりホッとしたのを今も覚えています。ただ、下書きの1つが予感通り?!「オリエンタル」になっているものがありました。

その後は委員会メンバーで手分けをし、関連団体等にちらし配布、ポスター掲示といった上映会の宣伝普及活動に突入しました。業者に依頼していたチケットも出来上がり、パブリックでチケットのナンバリングと切り取り線を入れ、チケットの販売もいよいよスタートしました。ナンバリング作業、追加のちらし補充、追加チケット発送は思ったより手間がかかる作業で、事務員数名で対応していくことができるパブリックの事務員の層の厚さ?!と協力に感謝しました。

3月に入ると先生方は試写会を含むマスコミへの呼びかけ、上映会会場の看板手配、他のメンバーもチケットの最終販売に奮闘、上映会当日はあっという間に来たような気がします。

上映会には午前・午後合わせて274名の方が会場に足を運んでくださいました。当日までどのくらいの人になるのか分からず心配していたのが嘘のようで、この場を借りてあらためてご来場くださった皆様にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

上映会当日といえば、何故か総合司会をすることになり、ゆいの会の紹介やハンセン病問題基本法制定に向けての弁護団の熱い思いを上手に引き出して進行していきかけたのですが、「ゆいの会」会長の近藤剛先生とぶっつけ本番の司会となり、緊張も重なり思ったような司会ができず悔いの残るところです。

上映会の数日後、事務員同士で映画の感想を話しているときに分かったのですが、事務所で数冊所蔵している『壁をたたき音がきこえる』に藤本事件のことが詳しく記載されており、手に取ることがないままだったので、あらためて映画の訴求効果に驚かされました。

上映会の準備を通しての感想のようになってしまいましたが、ハンセン病のことを知り、考えるきっかけとなった今回の上映会開催に感謝したいと思います。



上映会の受付付近



上映会会場となった岡山県総合福祉会館 1階大ホール



上映会を終えて

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

〒700-0905

岡山県岡山市春日町5 - 6

岡山市勤労者福祉センター2階

電話 086-231-1141 FAX 086-803-3677

津山支所

〒708-0862

岡山県津山市京町7 3 - 2

丹沢ビル2階

電話 0868-31-0035 FAX 0868-31-0036

岡山大学内支所

〒700-8530

岡山県岡山市津島中3 - 1 - 1

岡山大学文化科学系 総合研究棟1階

電話 086-898-1123 FAX 086-898-1124

当事務所 Web サイト

New **ホームページ リニューアルしました!!**

URL <http://www.okayama-public-lo.jp/>

E-MAIL: info@okayama-public-lo.jp